

免税軽油制度のお知らせ ～「プレジャーボート」は免税の対象外となりました～

軽油引取税の免税制度については、3年毎に対象業種の見直しが行われており、令和6年度税制改正において全業種で免税制度が3年間延長されましたが、船舶のうち、専ら、釣り、クルージング、マリンレジャー等のレクリエーションの用に供する船舶（いわゆる「プレジャーボート」）は、令和7年4月1日以降、免税の対象外となりました。

よって、「事業用（含む漁業、レクリエーションに関する事業等）」、「公用」及び「交通用」として使用する船舶は、原則として、令和9年3月31日まで引き続き免税の対象となります。

については、令和7年4月1日以降、船舶を免税の対象とするためには、「事業用」等に使用することを確認する必要がありますので、免税軽油使用者証及び免税証の申請に際しては、以下の書類を持参してください。

●船舶を事業用を使用することを確認するための書類（例）

◎各種税務申告書等公的資料

（法人税・所得税申告書、所得税・個人事業税開業届、決算書、固定資産台帳 等）

<その他補足資料>

- ・営業用パンフレット（料金表） ※HP の画面コピー等でも可
- ・請求書・領収証
- ・（請負）契約書
- ・乗船名簿
- ・稼働実績表（県税事務所に提出する様式） 等

※「事業用」に使用することが確認できない場合は、免税の対象とはなりません（「福利厚生」のために使用する場合は「事業用」とはなりません）。したがって、免税軽油使用者証の有効期間内でも免税証が交付できない場合があります。

（お問い合わせ先）

ご不明な点などございましたら、お住まいの地域を管轄する県税事務所へお問い合わせください。

*佐賀県税事務所 0952-30-3168

（担当区域／佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町）

*唐津県税事務所 0955-73-1553

（担当区域／唐津市、玄海町）

*武雄県税事務所 0954-23-3103

（担当区域／伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町）